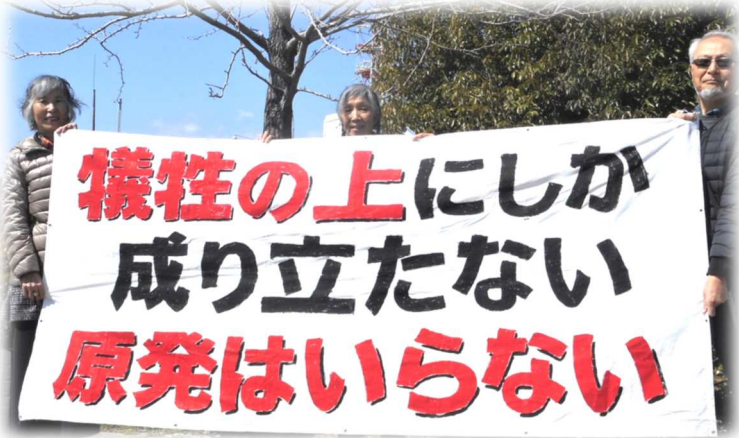


3.12

玄海3・4号機運転差止に

判決

佐賀地裁へ
集まろう!



3月12日(金)

佐賀地方裁判所

12:30 集合/門前集会

14:30 玄海行政訴訟 判決

15:00 玄海全基差止 判決

16:00 記者会見・報告集会

サンシティオフィスビル5F
(佐賀駅北口正面)

玄海3号機プルサーマル裁判の初提訴(2010年)から11年

今年3月12日、佐賀地裁で玄海原発運転差止を求めた2つの裁判(九電相手の全基差止裁判と、国相手の行政訴訟)の判決が出ます。

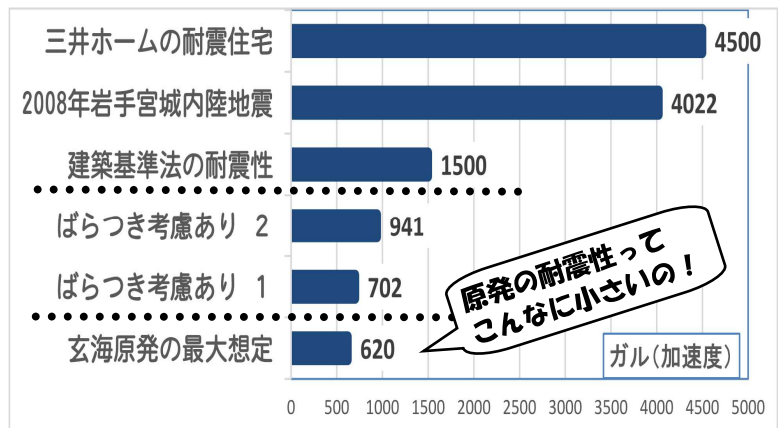
3.11東京電力福島原発事故で、原発は放射性物質をまき散らし、住民に苦しみを押しつけるだけのものだとわかりました。事故が今なお収束しない中、フクシマの犠牲がなかったかのような原発再稼働は絶対に許されません。勝訴へ向けて、ご支援とご注目をお願いします。

最大の争点は地震動過小評価～地震大国で原発を動かすな!

世界で発生するマグニチュード6以上の地震の20%が日本列島の周辺で発生しています。地殻変動が激しく、地震や火山など自然災害の多い日本に、ひとたび事故が起きれば国が滅びてしまうような途轍もないリスクを伴う原発はあってはなりません。

建築基準法では一般住宅で1500ガル程度の耐震性が必要とされています。ところが、玄海原発の耐震の最大想定は620ガル! 3.11後に国が決めた原発のルール(“ばらつきの考慮”)にのっとっても過小評価です。これが裁判の最大の争点です。

原発を襲うような大地震が起こるのは明日かもしれません。今すぐに原発を止めさせよう!



玄海原発プルサーマルと全基を
みんなで止める裁判の会

佐賀市伊勢町2-14 TEL:090-3949-2103
saiban.jimukyoku@gmail.com
http://saga-genkai.jimdo.com/



玄海判決 4つの争点

争点1 地震動過小評価 “地震は平均値で起きないばらつきを考慮せよ”

国が定めた原発の「地震動審査ガイド」には、想定される最大の地震(基準地震動)を定める際に「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有する(個々の地震データの)ばらつきも考慮されている必要がある」と規定されている。「ばらつき」は科学的に求めることができる一定の数値であり、福島原発事故を踏まえて取り入れられたルールである。

しかし、国・九電は別の概念「不確かさ」と意図的に混同し、国はこのルールを自ら破り、全国の原発で「ばらつき」について何ら検討せず、「安全」への

上乘せをしなかった。

このことを踏まえ、昨年12月、大阪地裁は「関西電力大飯原発の基準地震動は過小評価。違法であり、設置許可を取り消す」という判決を出した。

玄海原発も同じく違法だ。想定を上回る規模の地震が原発を襲えば、原子炉や配管が地震に耐えられず損傷し、放射性物質を大量に放出するような深刻な事故となるのは必至。危険が放置されてきた原発の稼働を中止すべきである。



争点2 配管検査体制の不備 ~検査は10年で1 / 4 だけ~

2007年、玄海2号機の余剰抽出系配管(放射能を含む一次冷却水が流れる)でひび割れ事故が発生した。ひび割れの深さ8.1mmで、あと1.5mmで貫通するところだった。

しかし、内部もわかる超音波探傷試験の定期的検査は今なお一部の配管だけで、10年で25%し

か点検していない。点検をすべて終える頃には原子炉はすでに寿命だ。配管損傷から炉心溶融に至る危険性もある。

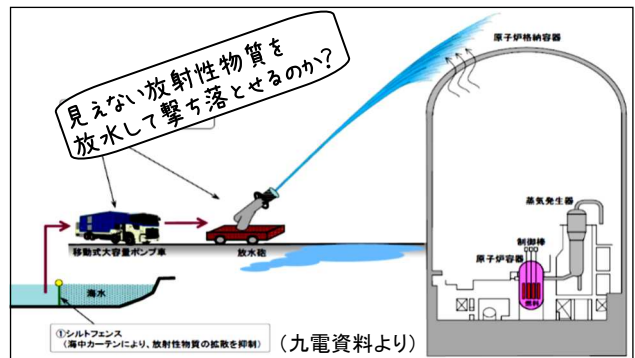
過去に美浜原発では配管損傷による死亡事故が発生した。2018年、玄海3号機は再稼働準備中に配管の蒸気漏れ事故を起こした。

争点3 重大事故対策の不備 ~フクシマで炉心溶融したことへの教訓なし~

重大事故時に、原子炉容器内に水を注ぐのをあきらめて炉心は溶けるに任せ、格納容器下部へ壁伝いと既設管で給水するだけというのが九電の方針。コンクリート壁のひび割れは想定せず、水蒸気爆発や水素爆発は起こらないという安全神話。

放射性物質拡散抑制対策は「放水砲」と「シルトフェンス」だけ。福島第一原発では溶融炉心を冷やすために「汚染水」が発生し、処理方策も決まらないまま現在も増え続けている。しかし、玄海原発

には汚染水の流出対策設備がない。



争点4 火山巨大噴火の可能性 “社会通念” で法を無視するな

過去に阿蘇カルデラが破局的噴火を起こした時、火砕流は160キロまで到達した。120キロ離れた玄海の近くにも火砕流跡がある。

「巨大噴火の予測は困難」が火山学の常識。国の「火山ガイド」に則れば、「阿蘇巨大噴火の可能性がない」とは言えないことから、そもそも原発を建てること自体が誤り＝「立地不適」である。

火山灰が降ってきた時に機能を維持できず、全

電源喪失の可能性もある。核燃料等を安全に搬出できる方法も具体的に示されていない。

各地の裁判で「巨大噴火の可能性は想定しなくてよいという社会通念がある」という不当判決があった。しかし、法を無視して、主観的な「社会通念」を判断基準にするなどあってはならないし、そのような通念などない。